

和泉市制施行 70 周年記念 みどりのフェスタにおけるキッチンカー募集要項

黒鳥山公園において開催する「和泉市制施行 70 周年記念みどりのフェスタ」の来場者等に、移動販売車（以下「キッチンカー」という。）により飲食の提供をする事業者を公募により選定する。

1 出店日時

令和 8 年 5 月 3 日（日）午前 10 時 00 分から午後 3 時 00 分まで

2 募集数及び選定方法

5 区画 同じ品目の販売者が多数の申込があった場合は抽選にて決定する。

3 出店場所・面積及び出店料

(1)出店場所

黒鳥山公園 中央時計台横広場

(2)面積（位置は別紙のとおり）

1 区画 12.5 m²程度（奥行 2.5m 程度 × 幅 5m 程度）：

(3)出店料

1 区画 1 日当たり 1,000 円（業務に伴う収入は全て事業者のものとします。）

4 販売品目

販売できるものは関係法令を遵守し酒類を除く飲食物とし、保健所で許可を受けたもの且つ本公社が認めたものとする。（公序良俗に反するものは不可）

5 応募資格

(1) 次の要件をすべて満たす個人又は法人とする。

ア 次の条件を満たすキッチンカーであること。

① 車両に調理可能な設備及び消火器を搭載していること。

② 道路交通法及びその他の法令に抵触する車両でないこと。

イ 食品営業許可証を有すること。

ウ 生産物賠償責任保険（P L 保険）等に加入しているものであること。

エ 過去 3 年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないもの。

(2) 次に該当する個人又は法人は出店をできない。

ア 国税、地方税及び本公社が取り扱う使用料又は利用料を滞納している者。

イ 破産者であって復権していない者及び会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき更生手続の申立てがなされている者

ウ 成年被後見人、被補佐人、被補助人及び未成年者のみでの出店

エ 和泉市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者

オ その他、本イベントの趣旨にあわないと本公社が判断した者

6 出店申込

令和8年2月27日（金）までに「みどりのフェスタキッチンカー出店申込書」に必要事項を記入して、下記の全ての添付書類とともに緑化センターまで持参のうえ提出すること。

- ・食品営業許可証の写し
- ・生産物賠償責任保険（P L保険）の保険証券の写し

7 抽選

同じ品目の販売者が多数の申込があった場合は抽選により決定し、抽選結果は、メール等により通知する。

8 許可及び出店料

出店決定者については出店料の「請求書」を交付するので、出店料を期限までに納付すること。納付後「出店許可証」を交付する。

9 許可条件

- (1) 出店料は、本公社の設定する期日までに納付しなければならない。納期限を過ぎた場合は出店決定者としての権利を失うものとする。
- (2) 出店許可権利の全部又は一部を転貸し、又は権利の譲渡をしてはならない。
- (3) 出店に際して、出店者が必要費又は有益費を支出することがあっても、出店者はその償還を請求できない。
- (4) 出店者は、その責めに帰すべき事由により公園の全部又は一部を滅失し、若しくはき損したときは、本公社の指示に従い速やかに原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。
- (5) 出店中に発生した事故等については、本公社は一切の責任を負わない。発生した事故等による損害については出店者の責任において、損害をうけた者と真摯に向き合いすべて円満に解決すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、本公社の指示する事項を遵守しなければならない。

10 注意事項

- (1) 食品衛生法その他関連法令を遵守し、食中毒予防策及び感染予防策に万全を期すること。
- (2) スタッフの体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指消毒、マスクの着用など、食中毒予防及び感染予防のために必要な衛生管理を必ず実施すること。
- (3) 販売価格は、利用しやすい適切な価格で提供すること。
- (4) 飲食に伴うごみ等については出店者がゴミ箱を設置し回収すること。
- (5) 油、汚水、ゴミは必ず持ち帰ること。
- (6) 出店場所の清掃は出店者が実施すること。
- (7) 出店による事故・トラブル等は出店者の責任において誠実に対処すること。

- (8) 出店に係る備品等の維持管理及び防犯対策は出店者の責任において実施すること。
- (9) 来場者や他ブースの妨げにならないよう十分配慮すること。
- (10) 調理や飲食提供時に必要となる電気・水道・ガスは、出店者で準備し、公園施設を使用しないこと。
- (11) 火気器具を使用する場合は事前に本公社に申出をし、各自で業務用消火器を必ず設置すること。
- (12) 公園内の手洗い場・トイレ等において資機材の洗浄等を行わないこと。
- (13) イベント会場内は、禁煙です。
- (14) 荒天時、みどりのフェスタは中止になります。その場合の出店することはできません。出店料は後日還付いたします。
- (15) 公園内に車両を乗り入れるときは、公園利用者が目視できる箇所に「出店許可証」を掲示し、ハザードランプを点滅させ最徐行するものとする。また園内を移動させるとき以外は原則エンジンを切るものとする。
- (16) BGM や呼び込みを行う場合は公園利用者又は他の出店者及び近隣住民の迷惑にならない範囲とすること。
- (17) 雨天時や出店者の都合で出店を取りやめた場合、出店料は返納いたしません。また出店をとりやめた場合、今後、本公社が実施するイベント等への出店はできない場合があります。

開催趣旨及び本要項及び関係法令を遵守することを確約し「和泉市制施行 70 周年記念みどりのフェスタ」へのキッチンカー出店を申込みます。

令和 8 年 月 日

住所	〒	
名称		
代表者		
担当者		
連絡先	携帯電話	メール

※当日連絡のつく携帯電話の記載をお願いします。

【販売品目】	商品名と価格帯を記載してください		
	<input type="radio"/>		
【火気使用】	なし・あり ()	【刃物使用】	なし・あり ()
【発電機】	なし・あり	【燃料携行】	なし・ガソリン・軽油・ガス・その他 ()
【チラシ記事】	チラシやホームページなどに記載してほしい内容を記載してください スペース等の関係により省略し掲載または掲載できない場合があります		

